

いじめに対する本校の思いや考え方の基本方針の前文

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

- ほめて伸ばす教育
児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う集団づくりに努めます。
- 人権教育の推進
人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。
- 体験活動の推進
集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。
- 道徳教育の推進
発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価

- いじめの防止等に関する取組を評価項目に位置付け
学校評価に以下の項目を挙げ、保護者、児童、教職員が評価していくことにより、教職員の意識を高揚させるとともに、来年度の指導に生かします。

保護者向け評価項目	学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取組を行っている。
児童向け評価項目	学校は、悩みや不安を相談しやすい体制を整えている。
教職員向け評価項目	児童や保護者が相談しやすい環境づくりに務めている。

(3) いじめの未然防止

- 授業改善
すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

- いじめの起きない学校・学級づくり
縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。
- 児童の主体的活動の充実
学級活動や児童会活動等を活用して、「いじめをしない」「いじめを見過ごさない」という気持ちを高める児童の主体的な活動を推進します。
- 開かれた学校
「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。
- 特に配慮が必要な児童への支援、指導
特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
 - ・発達障害を含む、障害のある児童
 - ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童
- インターネットや携帯電話等に関する指導
インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

(4) いじめの早期発見

- 積極的ないじめの認知
児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。また、大休や昼休みに体育館やグラウンド、校舎内を学校当番の教員が巡回し、いじめの兆候がないか目を配ります。
- 情報の共有
職員が学校当番の見回りや日々の活動で気づいたことは、その日のうちに担任に報告し、適切にいじめを認知できるように努めます。また、担任が気がかりに思う児童については、毎月の支援会議にて報告し、全職員で見守れる体制を築きます。
- 自己チェックの活用
定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。また、児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。
- 教育相談体制の充実
学級担任による個別面談を年間3回以上実施して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。
- 家庭や地域との連携
家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。
- 保護者に対するいじめ調査の実施
児童へのいじめ調査の他に保護者へのいじめ調査を2回以上行います。また、保護者会を通して聞き取り調査を行います。分かったことについては、すぐに児童に確認をとり、素早い対応をとるようにします。

(5) いじめの事案対処

- 教員は、いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、いじめられた児童生徒の立場に立って適切な措置をとるとともに、特定の教員が抱え込むことなく速やかに情報を共有し、組織的な対応につなげます。
- 学校長は、いじめの事実を確認した場合は、強いリーダーシップを発揮し、速やかに「いじめ対応サポート班」を組織して当該事案への対応策を協議し、個別面談や情報収集等の役割分担を決めてチームで対応します。
- 学校長は、直ちに、いじめを受けたあるいは報告した児童生徒の心のケアを行い、安全・安心を確保するとともに、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切な指導を行います。
- 学校長は、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものが含まれることがあるため、これらについては、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとります。
- 学校長は、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家や、警察、児童相談所、地方法務局、医療機関、市町の民生児童委員等との連携を進めます。

(6) いじめの解消

- 学校長は、いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。
 - ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
 - ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

- いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。
 - ・重大事態が発生した旨を坂井市教育委員会に速やかに報告します。
 - ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、坂井市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
 - ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会（リーダー：校長）

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

（構成員） 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、保健主事、養護教諭、教育相談担当等

- （活動）
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめの早期発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・学校におけるいじめ問題への取組の点検
 - ・いじめの疑いがある場合には、速やかに情報を共有し、いじめの認知した時は「いじめ対応サポート班」を立ち上げの指示

(2) いじめ対応サポート班（リーダー：校長）

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

（構成員） 校長、教頭、生徒指導主事、関係学年主任、担任、教育相談担当
保健主事、養護教諭等

- （活動）
- ・当該いじめ事案の対応方針の立案、決定
 - ・個人面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者と地域との連携
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や民生委員や児童相談所などとの連携

(3) 教育委員会との連携（リーダー：校長）

いじめが起きた場合には、状況に応じて、坂井市教育委員会との早急な連携を図り、いじめの状況について速やかに報告します。状況に応じて、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣を要請したり、他の関係機関との連携の必要性について相談したりします。

(4) 関係機関との連携（リーダー：教頭）

いじめがひどくなることが懸念され、対応が困難な場合には、速やかにPTAや児童相談所、青少年育成団体等と連携します。対象の児童が精神的に極度に不安定な場合には、医療機関と連携します。家庭において問題が見られ、児童や保護者の支援が必要な場合には、児童相談所や民生委員、愛護センター等と連携します。

(5) 組織図 【様式2】

P 4 参照

5 いじめ対策の年間行動計画 【様式3】

P 5 参照

いじめ対策委員会

校長

(教頭不在時は生徒指主)

教頭

連絡： 担任・教科担当等

いじめの情報

生徒指導主事、学年主任、教育相談担当者、
保健主事、養護教諭 等

- 学校基本方針に基づく取組の実施
- 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時の対応
 - ・いじめの情報の迅速な共有
 - ・関係のある児童への事実関係の聴取
 - ・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- いじめ対応サポート班立ち上げ

認知

外部人材

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・スクールサポーター

関係機関

- ・教育委員会
- ・PTA
- ・警察
- ・児童相談所
- ・愛護センター
- ・医療機関
- ・民生児童委員等

関係教員

- ・担任
- ・前担任
- ・教科担当者等

窓口
教頭

報告
連絡
相談

いじめ対応サポート班 (特設)

事件発覚後すぐに

校長

いつでも短時間で開催

教頭 生徒指導主事 関係学年主任 担任 教育相談担当
保健主事 養護教諭 スクールカウンセラー等

- いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
- 事実確認作業
- 関係児童への対応
- 関係保護者への対応
- 関係機関との連携
 - *必要に応じて、警察への協力要請
- 事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告・いじめ解消

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・いじめ重大事態に関する チェックリスト実施 ↓ PTA総会 ・基本方針の公表	校長からいじめについての話(全体指導) ・いじめは絶対に許さない					
	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	縦割り活動計画 リーダーの育成					
	シェアタイム ・支援の確認・共通理解	縦割り班・異年齢活動スタート (子ども会・清掃グループ・登校班・委員会・クラブ活動) ・自主的活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感					
5月	サポート会議 ・支援の確認・検討	学校たんけん ・思いやり ・絆づくり					
	いじめ対策委員会 ・毎月のアンケート調査をもとに、定期的に状況把握	教育相談週間・個別面談					
	校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・読書指導 1年間全体の人権教育、道徳や読書活動の計画を作成確認	いじめアンケート					
6月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導	アセス					
	授業研究 ・授業改善 ・学習規律	運動会計画 ・コミュニケーション力の育成 ・自主的な活動					
	子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の実施	運動会 ・絆を強める					
6月	シェアタイム ・支援の確認・共通理解	クラブ活動					
	保護者懇談会 ・情報や意見収集	いじめアンケート					
	SOSの出し方に関する教育	いじめ保護者アンケート					
6月	町たんけん ・ボランティアとのつながり	縦割り遊び・自主的な活動・絆づくり					
	防犯教室(ひまわり教室)	クラブ活動					
	避難訓練(不審者)	保護者懇談会・保護者との連携・信頼					

いじめ対策の年間行動計画 [7~9月]

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	各月いじめアンケート後、個別懇談→報告(気になる子)					
	アンケート分析 ・同じ項目で ・未然防止に生かす					自然教室 ・絆づくり	
	シェアタイム ・支援の確認・共通理解						
8月	いじめ対策委員会 ・アンケートの分析等を等をもとにした振り返り ・2学期に向けて ↓ 職員会議 ・重点事項確認	家庭での学習・読書 親子読書					
	いじめに関する校内研修 ・事例研修 ・教員の意識点検	気になる子への連絡(必要に応じて家庭訪問も) ・休み中だけでなく普段の様子も ・クラスや地域の子どもの状況も把握					
9月	いじめ重大事態に関する チェックリスト実施						
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	生徒指導主事からいじめについての話(全体指導) ・いじめは絶対に許さない					
	生徒指導主事の全体指導 ・いじめの定義 ・いじめがあったら ・相手の気持ち ・いじめ撲滅のために					クラブ活動	
	シェアタイム ・支援の確認・共通理解	いじめアンケート					

いじめ対策の年間行動計画 [10~12月]

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	いじめ対策委員会 ・いじめアンケートの実施と分析 ↓ 情報発信 ・アンケート結果 ・2学期の取り組み			アセス			
	いじめに関する 校内研修会 ・1学期の反省 ・2学期からの取り組み ・教員の意識向上				クラブ活動		修学旅行 ・絆づくり
	シェアタイム ・支援の確認・共通理解	学校公開					
	サポート会議 ・支援の確認・検討	保護者へのいじめアンケート					
		いじめアンケート					
		避難訓練(地震、火事)					
11月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	縦割り遊び ・自主的活動・絆づくり・リーダーの存在感					
	授業研究 ・授業改善 ・学習規律 ・個を生かす学習	教育相談週間・個別面談					
	道徳(規律・友情)学活(いじめ)など、よりよい心を培う授業のあり方を研究				クラブ活動		
	保護者懇談会 ・情報や意見収集	いじめアンケート					
		保護者懇談会・保護者との連携・信頼					
12月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	人権教育・拉致問題等					
	シェアタイム ・支援の確認・共通理解						卒業文集 ・絆づくり

いじめ対策の年間行動計画[1~3月]

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	いじめ重大事態に関する チェックリスト実施	いじめアンケート					
	いじめ対策委員会 ・いじめアンケートの実施と分析	生活委員会 いじめ0運動週間 ・児童自らの運営・集会・呼びかけ(集会委員会 たてわり集会) ・学級・学年での話し合い活動を通して全校の意識を向上					
	シェアタイム ・支援の確認・共通理解	伝承遊び ・地域のお年寄りと		豆腐作り ・食育事業		卒業を祝う会企画・準備開始	
		給食週間 ・給食委員会発表 ・感謝の品作り					
2月	いじめ対策委員会 ・取組評価アンケートと保護者ニーズ調査の実施と分析	取組評価アンケート調査 ・ 保護者ニーズ調査					
	情報発信 ・取り組みアンケート評価の結果 ・情報発信				クラブ活動		
	シェアタイム ・支援の確認・共通理解	卒業を祝う会 ・自主的活動 ・ 絆づくり ・ 感謝の心					
		いじめアンケート					

